

議案第19号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

使用料・手数料等の取扱い

- 1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- 3 手数料については、長岡市の制度に統一する。ただし、消防関係の手数料は現行どおりとする。
- 4 協定項目「各種事務事業の取扱い」に定める使用料・手数料等については除くものとする。

使用料・手数料等の取扱いの調整方針案

- 1 施設使用料（川口町に該当する施設のみを掲載） 13項目
 - (1) 現行どおりとする。 1項目
同一又は類似する施設であっても、施設の規模、内容等が異なるため、現行どおりとするもの。
 - (2) 長岡市の制度を基に統一する。（21年度は現行どおりとする。） 4項目
同一の施設であることから、新市として基準を統一するもの。ただし、合併年度は現行どおりとするもの。
 - (3) 長岡市の制度を基に統一する。（23年度までは現行どおりとする。） 4項目
同一又は類似する施設であるが、料金体系などが異なることから、調整に期間を要するとともに、周知期間を要するため経過措置を置くもの。
 - (4) 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 4項目
同一又は類似する施設であるが、施設の設置経緯や、管理運営方法、料金体系などが異なることから、調整に期間を要するため、当分の間現行どおりとするもの。
- 2 行政財産使用料及び占用料 6項目
 - (1) 長岡市の制度に統一する。（21年度は現行どおりとする。） 6項目
同一の内容であることから、新市として基準を統一するもの。ただし、合併年度は現行どおりとし、翌年度から料金を統一するもの。
- 3 手数料 36項目
 - (1) 長岡市の制度に統一する。 33項目
 - (2) 現行どおりとする。 3項目
当該事務を委託することから、委託期間においては委託先の手数料額とするもの。